

## 熊本地震記録映像集制作のための動画等素材収集業務委託 基本仕様書

## 1 業務委託名

熊本地震記録映像集制作のための動画等素材収集業務委託

## 2 業務目的

本市では、熊本地震発災から時間が経過するとともに地震当時の記憶の風化が進んでいることから、「発災時の被害状況や災害対応に特化した記録映像集」を制作し、様々な場面で活用することで、地震の記憶を喚起するとともに、地震を知らない世代に教訓を伝承していくこととしている。

本業務では、その記録映像集の制作に必要な動画や写真及びその説明(いつ、どこで撮影したものかなど)等の素材(以下、「素材」という)について、一般に広く募集することで、素材の収集はもとより、「市民参加型のプロジェクト」として市民が当時を振り返る機会を作るとともに、記録映像集を制作すること自体の周知も行う。

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

## 4 履行場所

本市の指定する場所

## 5 業務内容

## (1) 素材の収集

## ア 素材収集のためのプラットフォームの作成

- ・市民等が映像を投稿するためのプラットフォームを作成すること。WEB ページを想定しているが、より効果的な媒体がある場合は提案すること。また、プラットフォームのデザイン案を作成し提案すること。
- ・作成したプラットフォームのリンクバナー画像を作成し、熊本市公式ホームページのほか、本市が指定する WEB ページ等とリンクさせること。
- ・プラットフォームの公開開始(募集開始)は令和7年11月中に開始し、3月15日まで公開すること。
- ・プラットフォームに投稿された素材データについては、コンピュータウイルス、マルウェア等の有害なプログラムが含まれていないことを確認するためのスキャン機能を導入すること。また、受託者は、素材の受領・管理にあたり、適切な情報セキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入、ファイルの隔離処理、アクセス制限、暗号化

等)を講じること。万が一情報漏洩等のインシデントが発生した場合は、速やかに本市に報告し、必要な対応を行うこと。

- ・なお、不適切な素材が投稿された場合は、受託者の責任により削除すること。

#### イ 肖像権・著作権等、素材を活用するにあたっての権利関係の処理

- ・収集した素材について、本市が無償かつ無期限に使用、二次使用、掲載、転載、公衆送信などを行うことができるよう、提供者から了承を得ること。
- ・了承を得るにあたっては、可能な限り個人情報収集、保管しない方法により対応すること。
- ・なお、収集した素材については、主に記録映像集に使用することを想定しているが、その他、熊本地震の記憶の風化防止につながる取組に使用する可能性がある。

#### ウ 素材の管理等

- ・収集した素材のデータについて、収集した日付ごとにラベリングするほか、その後の動画制作に使用しやすいようわかりやすく整理して管理すること。また、可能な限り、撮影日時、撮影場所、簡単な説明文などを付与すること。
- ・収集期間中、収集した素材を本市が閲覧できる状態で定期的に共有すること。
- ・本市が素材を閲覧後、別途整理方法を指示した場合は、これに従い素材データを分類して管理すること。
- ・万が一のデータ消失に備え、素材データのバックアップを定期的実施すること。

#### (2) 素材の収集についての周知・広報

- ・本業務の効果的な周知・広報の方法について具体的に提案すること。
- ・なお、本市が直接行う広報活動としては、報道発表、市公式ホームページへの記事掲載、本市公式 SNS による情報発信、市政だよりへの記事掲載を予定している。

#### (3) その他効果的な取組について

- ・そのほか素材の収集やその後の記録映像集制作に向けた効果的な取組を提案すること。

## 6 納品

### (1) 成果物

「5 業務内容 (1) 素材の収集」により収集した素材を納品すること。

### (2) 納品方法

電子データにより提出すること。

なお提出にあたっては、「5 業務内容（1）素材の収集（ウ）素材の管理等」により整理した状態で、HDD等の媒体に保存したものやCD-ROM、DVD-ROM等電子記録媒体で2部提出すること。

（3）納品期限・場所

期限：令和8年（2026年）3月31日（火）まで

場所：熊本県熊本市中央区手取本町1-1

政策局 秘書部 広報課

7 関係法令等の遵守・守秘義務等

- （1）受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報取扱特記事項及び熊本市情報セキュリティポリシー（熊本市情報セキュリティ基本方針及び熊本市情報セキュリティ対策基準）を遵守すること。
- （2）受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。
- （3）受託者は、保存媒体の管理等、秘密保持に万全の措置を講じるものとし、資料の処分等については委託者と協議のうえ行うこと。

8 その他

- （1）本業務の実施にあたり、各種法令の遵守に十分留意すること。
- （2）事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに熊本市に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- （3）受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書（実施内容及びスケジュール）を提出すること。
- （4）本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- （5）受託者は、成果物に関する全ての権利を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- （6）受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- （7）受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- （8）災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。